

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

全腎協傘下の移送、2004 年度 18 万 4000 回

全腎協傘下の通院送迎事業の 2004 年度活動状況(前号 No28 資料②)がまとまりました。昨年度(昨年4月から今年3月まで)は 39 団体の 6 団体が年間休止し、33 団体の活動にとどまりました。ほとんどが透析施設への患者の自宅からの送迎ですが、一部には他の難病患者または障害者の通院や買い物等の外出も含まれています。

片道を 1 回と数え、合計回数は 18 万 4042 回でした。1 団体平均は 5577 回、1 ヶ月あたり 464 回です。最も年間送迎数の多い団体では 21000 回を超え、2 万回を超える団体は 3 団体、1 万回を超え 2 万回以下の団体は 2 団体ありました。事業実施地域では要介護透析患者の通院に確かに役立っていることが明らかになりました。

セダン型車両が全国で使用可能に -運営協議会によっては難しい場合も-

政府の構造改革特区評価委員会「地域・産業・環境部会」が 6 月 23 日開かれ、道路運送法第 80 条の福祉有償運送許可の前提となる車両の選択(セダン特区)について論議しました。4 月に行なわれた「セダン特区」の「弊害」調査結果を踏まえた論議の結果、「タクシー、福祉車両、セダンの選択は運営協議会で判断できるので、特区を続ける必要はない」との見解に集約されました。

この見解は今後、評価委員会、国土交通省

のヒアリングを経て、9 月に予定されている特区本部(本部長小泉首相)での最終決定に反映される見込みです。

来年 4 月から、福祉有償運送の許可車両としてセダン型乗用車も認められることが事実上決まったといえる一方で、運営協議会でセダン型車両が認められなければ運行できなくなる恐れも出てきました。運営協議会でセダン型車両のニーズを認めてもらえる働きかけがより一層必要になります。

タクシー業界団体が『運営協議会』に関して都道府県に要望

タクシー業界団体は、福祉有償運送の前提として全国に設置を必要としている「運営協議会」への対応策を作成し全国の業界団体に配布するとともに、6 月 3 日、各都道府県に対し、市町村への指導を要請しました。(その前文を最後に掲載します)

「運営協議会」を市町村ごとに設置させ、その

地域にタクシー営業所がある場合「ケア輸送サービスについてはタクシー事業者が行なう強い意志を伝え」とするなど、タクシー事業を「守る」並々ならぬ決意が表われています。残念ながら、患者・障害者の切実な移動手段の確保に対する願いに直接応えるものになっておらず、業界団体の利益優先の姿勢が目立ちます。

社協の行う移送事業は福祉有償運送か？

社会福祉協議会が行なう「移動困難者」の

移送事業は、その性格により取扱いが様々に

分されます。

地方公共団体が、移送事業を住民サービスの一環として社会福祉協議会、NPO 等に委託し、利用者が一切の費用負担を行なわない場合は、「無償」の輸送として当該非営利法人等は道路運送法上の許可を受ける必要がありません(「福祉有償運送」には該当せず)。

一方、地方公共団体が車輛を所有(提供)し、移送事業としてその運行を社協に委託し、利用者から利用の対価を受け取る場合(金沢方式)は、福祉有償運送として法第 80 条許可は必要ですが、運営協議会の承認は不要とさ

れています。(国交省の見解、神奈川県の説明)

また、社協が NPO などと同様に、自ら有償運送を行なう場合には、福祉有償運送として法 80 条の許可が必要で、運営協議会の協議も必要です。

なお、神奈川県は福祉有償運送のホームページを作り、解説しているのでここに紹介します。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/tii/kihoken/fukushiunsou/sts.index.html>

全国で運営協議会設置の動き

6 月に入り全国で福祉有償運送の許可を得る前提となる「運営協議会」の自治体による設置の動きが進んでいます。全県を 9 ブロックに分け、先行している神奈川県についてはすでに伝えましたが、東京都では杉並区、中野区、大田区、豊島区が 6 月 3 日、22 日、28 日、29 日とそれぞれ第 1 回の運営協議会を開きました。板橋区では 6 月 22 日に第 2 回の運営協議会を開きました。栃木県では、県内を 6 つに区分し、全市町村をカバーする運営協議会を設置する方針で、その一つ宇都宮市では 6 月 10 日、

第 1 回の運営協議会を開きました。

群馬県では県内を 5 ブロックに分け、7 月中旬に立ち上がると見られています。茨城県では、県としての運営協議会設置を主導する考えはありませんが、東海村など 2 町村が立上げまたは立ち上げる予定です。山梨県は津留市が 6 月 8 日に運営協議会を開催したほか、県がマニュアルを作成し、県内各地で学習会を開いています。長野県では県内を 10 地域に分けた広域運営協議会を設置するための各種指針をまとめました。

各地のトピックス

長崎県内の移送事業所が続々と NPO 取得

長崎県内の移送事業所は次々に NPO 法人(特定非営利活動法人)を取得しています。26 号で伝えた「ほほえみながさき」に続いて、「ほほえみ佐世保」が 4 月に、「ほほえみ諫早」が 6 月にそれぞれ NPO の認証を受けました。

県内で最初に事業を始めた「ほほえみながさ

き」は 6 月 19 日に NPO 取得記念を兼て 5 周年記念大会を開き、関係者の交流を行うとともに事業の発展を祝いました。

「ほほえみ五島」は 3 月 20 日、「第 3 回ボランティア研修・交流会」を開催しました。

「ゆりの会」が地域の移送関連団体と勉強会

送迎ボランティアゆりの会(神奈川県秦野市)は 5 月 30 日、他の障害者移送団体とともに秦野市障害福祉課担当者、市社協メンバーと福

祉有償運送に関する勉強会を行い、各団体の意見を交換しました。

「運営協議会」ではボランティア事業に厳しい意見も

東京都板橋区では5月、6月とすでに2度、運営協議会が開かれました。ここには「板橋通院サポートセンターさくらの会」のメンバーも出席し、議論を聞きました。

ここではタクシー業界を代表すると思われる委員が「利用料金をもらって移送を行うことについての安全性」について発言し、タクシーの場合の運転手の資格、車両整備、運転者の勤務形態の厳格さなどを挙げ、福祉有償運送にも同様の厳格さを求めたり、不特定多数に利用者が拡大していくことの不信感などを挙げ、事実上

の白タクになってしまう恐れなどを強調しています。

このようにタクシー業界は、建前では移動困難者に対する「福祉的輸送」を認めても実質的にタクシーの客を「福祉有償運送」に取られてしまうという危機感に駆られて、運営協議会では、民間ボランティア団体には過大な要求を突きつけることで、障壁を高くしてしまうことになります。

ボランティア団体としては、「ガイドライン」をよく学習し、ボランティアに求められる最低限度の基準をよく会得する必要があります。

ワンポイント

「福祉有償運送」での「輸送料金」と「介護料金」は混同しないように

ガイドラインでは、福祉有償運送で利用の対価がおおむね「タクシー料金」の半額程度とされており、「利用の対価」すなわち「輸送料金」がいくらかは重要な問題です。

「輸送料金」と「介護料」を受け取っている場合、介護料は当然輸送料でないのでタクシー料金と対比される「利用の対価」には含まれません。このことに注意して、運営協議会への提出資料ではきちんと分ける必要があります。

平成17年6月3日

都道府県担当課 御中

(社) 全国乗用自動車連合会 会長 新倉尚文
(財) 全国福祉輸送サービス協会 会長 河村 巖

運営協議会設置への対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども(社)全国乗用自動車連合会 及び(財)全国福祉輸送サービス協会(原文のまま)は、道路運送法における乗用旅客自動車運送事業者の全国団体であります。常日頃、傘下会員の事業運営等につき、ご指導ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、平成16年3月16日付け国自旅第240号により国土交通省が示した有償運送の取扱いに基づき、全国各地で運営協議会の開催あるいは計画があることから、当会では、標記について別添の方針をとりまとめ、(社)全国乗用自動車連合会傘下の各都道府県タクシー協会に対して周知したところであります。

つきましては、別添方針にご理解をいただくとともに、運営協議会を主宰する市区町村に対するご指導にあたり参考としていただきたく送付申し上げます。

敬具

運営協議会設置への対応について

平成17年6月

(社) 全国乗用自動車連合会

(財) 全国福祉輸送サービス協会

有償運送の実施にあたっては、240号通達に則り、地方公共団体が当該地域内の現状に照らして、タクシー等の公共輸送機関によっては十分な輸送サービスが確保できないと認めることが必要とされている。このため、有償運送が実施される当該地方公共団体は、240号通達に即して、地域福祉計画や地域交通計画と調整した実態把握、諸施策を事前に検討していることが前提であり、さらに有償輸送の実施主体に対しては、継続的に輸送活動の把握、指導を行うこととなる。地方公共団体が運営協議会を設置(準備会等の設置を含む。以下同じ。)

しようとする場合は、利用対象者の数や範囲、また移動対象施設の地理的な範囲などの状況が地域により異なることから、基本的には市区町村単位で設定されるべきである。この考えに基づき、ケア輸送サービス(障害者や高齢者等移動制約者の移送)に関連した福祉有償運送に対する方針を以下のとおりとするが、住民を対象とする過疎地有償運送についてもこれに準ずることとする。

1. 都道府県単位の運営協議会への対応

地域ごとに状況が異なることから、基本的には、各県協会は都道府県単位の開催に反対する。設置される場合は、市区町村レベルの分科会方式で運営されるように主張する。

2. 近隣の市区町村で運営協議会が設置され、影響が懸念される場合

当該営業区域のタクシー事業者は、支部組織などを活用し、市区町村の福祉関連部署(障害者福祉課・高齢者福祉課・企画課等)に福祉輸送の輸送実績・障害者割引の一般タクシーの輸送実績(福祉タクシー券の利用状況を含む)・介護タクシー事業者の実績・ヘルパー資格やケア輸送士等教育資料を数字で示すと共に、将来的な計画を示し、営業区域内の市区町村におけるケア輸送サービスについてはタクシー事業者が行う強い意志を伝えるとともに、市区町村の担当者がタクシーについての認識、理解を得られるように積極的な意見交換を行う。

3. 市区町村が運営協議会の設置を検討していることが判明した場合

(1)当該営業区域のタクシー事業者は、支部組織などを活用し、福祉輸送実績・障害者割引の一般タクシーの輸送実績(福祉タクシー券の利用状況を含む)・介護タクシー事業者の実績・ヘルパー資格やケア輸送士等教育資料を示して、ケア輸送サービスについてタクシー業界が担っている実績や今後の見通しについて説明し、市区町村の担当者がタクシーの実態や役割について認識、理解を得られるように積極的な意見交換を行う。

(2)市区町村が検討することとしたボランティア輸送の実態把握が的確に行われているか、当該団体が有償運送主体として適切であると判断した根拠等について、担当者に説明を求め積極的な意見交換を行う。

(3)地域のタクシー会社が以下の理由でケア輸送サービスに対応出来ない場合は、NPO等によるボランティア輸送に頼らざるを得ないので、運営協議会の設置に協力する。

対応出来ない理由

- ①当該地域にタクシー会社の営業所がなく、将来的にも設置の予定がない等、当該地域へのタクシーの円滑な配車が見込めない場合
- ②一般タクシー事業で採算がとれている等の理由で、タクシー事業者が新たに福祉車両を導入する等ケア輸送サービスに参入する意志がない場合

4. 運営協議会の設置がすでに決定しており、タクシー事業者の出席が要請された場合、以下の点に注意して運営協議会に対応する。

注意する点

- ① 当該地域で福祉輸送を行っているタクシー事業者や、行う予定の事業者(利害関係人)の有無を確認し、利害関係人がいる場合は連携をとる
- ② 市区町村がタクシー等の公共輸送機関では十分な輸送サービスが確保できないと認めるに至った客観的事実について、下記事項の提示や説明を求め、不十分な場合は承認に同意しない。
 - (イ)当該地域における利用対象者の範囲と数
 - (ロ)当該地域におけるタクシー輸送の状況
 - 事業者が行った福祉輸送の実績・福祉タクシー券の取扱量・障害者割引の実績・タクシー事業者からのヒヤリング等の結果
 - (ハ)ボランティア輸送の状況
 - 実態把握の内容・有償輸送の実態として選んだ理由等
- ③ 有償輸送の主体となるNPO等によるボランティア輸送の運行管理・整備管理体制や運転者の資格要件、損害賠償措置等を精査し、不十分な点や疑問点があれば明らかにし、率直に意見を表明する。
- ④ 80条許可を得た団体に対しては、当該市区町村が継続的に指導監督責任を果たして行く必要があることを協議の場で確認させる。具体的には、会員組織の状況、輸送実績、苦情処理、事故処理、運転者の異動等の報告を定期的に求めることとし、行政責任として、地域福祉計画や地域交通計画と調整した福祉輸送政策との矛盾や問題点がないかを常にフィードバックして検討することを求める。

以上